

電子申告に関する要望事項 (eLTAX 編)

令和6年6月26日

日本税理士会連合会 デジタル・システム委員会

はじめに

平成 17 年に eLTAX の運用が開始され、これまで様々な利便性向上施策が展開されてきた。今後も e-Tax 及び eLTAX の使い勝手の向上、電子納税を含むキャッシュレス納付の利用改善、国税と地方税の情報連携の徹底等を図ることにより、納税者が電子申告に取り組みやすい環境を整備していく必要があり、税理士が率先して制度を利用した上で、その問題点と解決策を国税当局・関係府省庁と協議し、システムの利用改善に資することが電子申告の利用につながるものと考える。

また、令和 3 年 9 月施行のデジタル社会形成基本法では、事業者自ら積極的にデジタル社会の形成の推進及び国又は地方公共団体が実施する施策への協力に努めることが定められたほか、令和 4 年 4 月施行の改正税理士法において法第 2 条の 3 が整備され、税理士は税理士業務・付随業務における電磁的方法の積極的利用等を通じ、納税義務者の利便性向上及び業務の改善進歩を図ることが明記されたところである。

当委員会では、例年、税理士及び納税者の視点から本要望事項を取りまとめ、国税庁及び地方税共同機構に提出している。電子申告の更なる利用促進のため、各要望項目が実現することを強く望むものである。

目次

【重要要望項目】

1. 税理士の代理送信について、税理士であることを証明できる仕組みを設けること (P. 1)
2. ダイレクト納付の利便性を向上させること (P. 1)
3. 利用時間を拡大すること (P. 1)
4. 一般的なOS、ブラウザ等の変更に早期に対応すること (P. 2)

【要望項目】

1. 個人住民税の申告に対応すること (P. 3)
2. 利用届出について利便性を向上させること (P. 3)
3. 利用者ID・暗証番号について改善すること (P. 3)
4. 申請・届出手続の利便性を向上させること (P. 3)
5. メッセージボックスについて改善すること (P. 3)
6. すべての通知メールの件名・本文へ宛名の設定を実施しなくても利用者名を表示できるようにすること (P. 4)
7. 地方税共通納税システムの利便性を向上させること (P. 4)
8. PCdeskについて利便性を向上させること (P. 5)
9. マイナポータル等との連携について、税理士の実務に配意して進めること (P. 5)
10. 地方団体における対応を統一すること (P. 6)
11. 地方団体の作業遅滞の解消に努めること (P. 6)
12. 国税と地方税の情報連携を進めること (P. 6)

【重要要項目】

(税理士資格の証明)

1. 税理士の代理送信について、税理士であることを証明できる仕組みを設けること

税理士が税務書類の作成及び申告の委嘱を受けて代理送信を行う場合には、税理士法第 33 条の規定の趣旨に基づき、税理士の身分と責任の所在を明らかにしなければならない。

現在、自治体で申告等に付されている電子署名が税理士用電子証明書であるかの確認を手作業で行っているとのことであるが、令和 6 年に稼働を予定している「国家資格等情報連携・活用システム」と連携することにより、代理送信した者が電子的に税理士であることを確認できるようになることから、税務書類の作成及び代理送信した者が代理送信した時点で税理士登録の有無を確認できるようにすること。

(ダイレクト納付)

2. ダイレクト納付の利便性を向上させること

政府は令和 7 年までにキャッシュレス決済比率を 40% にする目標を掲げ、キャッシュレス決済の促進を図っているところ、地方税においてもダイレクト納付の利用が求められていることから、以下を改善し、利便性の向上を図ること。

- (1) 所得税の振替納税の仕組みを参考に、ダイレクト納付を利用する場合に限り、納期限の 1 か月後を振替日とするインセンティブを設けること。
- (2) 支払口座や納付日を申告前に指定することで、申告データ等の送信と同時にダイレクト納付の指示を可能とする仕組みを設けること。
- (3) 国税では、令和 3 年 1 月から個人の振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書が e-Tax で提出可能となっているところ、地方税共通納税システムにおいても「地方税ダイレクト納付口座振替依頼書」のオンライン提出を可能とすること。
- (4) 地方税においても、国税自動ダイレクトのような申告等データの送信時にダイレクト納付を行う旨の意思表示を行うことで、納税者等が別途納付指図を行うことなく、法定納期限当日に自動で口座引落しを可能とする仕組みの導入について検討すること。
- (5) ダイレクト納付利用届出書及び振替依頼書の提出につき、ワンストップで国税・地方税ともに完了すること。また、対応金融機関、利用時間等について国税・地方税で統一すること。

(受付時間)

3. 利用時間を拡大すること

利用者の利便性を考慮すれば、eLTAX と e-Tax の利用時間は統一されていることが望ましいことから、e-Tax と利用時間を早急に合わせること。

また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「原則 24 時間 365 日対応を可能

とする」旨が掲げられていることを踏まえ、将来的にはメンテナンスに必要な時間を除いて 24 時間 365 日の運転が可能となるよう検討すること。

なお、1月の休日運用について、中旬ごろからの運用となっているところ、年始以降の休日から運用すること。

(システム)

4. 一般的な OS、ブラウザ等の変更に早期に対応すること

Windows 等の OS 及びブラウザソフト等については、広汎なシステムが活用できるように対応し、システム更新・環境の変化に対しても可能な限り速やかに対応すること。

特に、ブラウザソフトについては一般的なシェア状況に応じて適用環境を拡大すること。また、Microsoft Edge を含む Windows 関連のアップデートについては大幅な仕様変更を含む場合があるため、プレビュー版にて先行的に動作検証を行うなど、今後もアップデート後、速やかに対応できるようにすること。

【要望項目】

(対応税目)

1. 個人住民税の申告に対応すること

収入額が400万円以下の年金受給者について、所得税の確定申告が不要となっても、個人住民税の申告を要する場合があるため、納税者の利便性の面から個人住民税の申告に確実に対応すること。

(利用届出・暗証番号)

2. 利用届出について利便性を向上させること

eLTAXを利用する場合、事前に提出先の自治体及び利用税目を登録するところ、市区町村ごとに税目の登録が必要となっており、設定が大変煩雑であることから、一括して提出先・手続情報を設定できるよう操作性を改善すること。

3. 利用者ID・暗証番号について改善すること

利用者IDや暗証番号を失念した際に、登録したメールアドレスが解約等で利用不可能な場合は改めて利用届出（新規）を行うしかなく、過去の申告に関する情報が閲覧できなくなる。過去に申告・申請の実績がある利用者IDについては、本人確認を行うことで新たな利用者IDのメッセージボックスに内容を引き継ぐことを可能とすること。

(申請・届出)

4. 申請・届出手続の利便性を向上させること

令和4年度税制改正大綱において、eLTAXを通じた申告・申請に係る対象手続拡大について明記されたことを踏まえ、対応可能な申請・届出書より順次対応し、将来的にすべての手続に対応すること。

(メッセージボックス)

5. メッセージボックスについて改善すること

(1) 納税者に関する情報の表示について

「申請・届出書送信結果」画面及び「受付状況照会画面」に代理送信した税理士（税理士法人）の利用者ID及び氏名（名称）、納税者の利用者ID及び氏名（名称）の全てを表示されること。

(2) メッセージボックスの利便性向上について

メッセージ一覧において、チェックボックスにチェックを入れて内容を確認するところ、

内容確認後もチェックが入ったままになっており、チェックを外さないと次のメッセージを表示することができないことから、既読のメッセージのチェックは自動的に外れるようにすること。

(3) メッセージボックスの保存期間を延長すること

申告完了後の受信通知の保存期間は 400 日であるところ、e-Tax の 1,900 日と比較して極端に短いことから、保存期間の更なる延長または保存期間が経過してしまった場合には、課税庁である自治体等よりメッセージの再取得を可能とすること。

(通知メール)

6. すべての通知メールの件名・本文へ宛名の設定を実施しなくても利用者名を表示できるようすること

通知メールの件名と本文に利用者が設定した任意の宛名表示が可能であるところ、税理士は関与先の件数に応じて宛名表示の設定をしなければならないことから、通知メールの件名及び本文に利用者名の表示を一括設定可能とすること。

(納税)

7. 地方税共通納税システムの利便性を向上させること

(1) 納税通知の電子的送信について

令和4年度税制改正大綱において、すべての税目について、eLTAX を通じて納付を行うことができるよう所要の措置を講ずることとなった。賦課税目に拡大する上で大きな課題となるものが納税通知書の取り扱いであり、多くの個人納税者も地方税共通納税システムを活用することとなる。

令和6年5月5日時点のマイナンバーカードの交付率が全国で 79.1% と高い取得率を維持していることも踏まえ、将来的にマイナポータルを通じて納税通知を電子的に受領し、シームレスに地方税共通納税システムで納税できるような仕組みの整備を検討すること。

(2) 納付手段について

令和5年度から納付書へ eL-QR（地方税統一 QR コード）が付され、各自治体の規模にかかわらず一元的に利用者が納税しやすい多様な納付が可能となった。また、スマートフォン決済アプリやクレジットカードによる納付が可能となっているところ、更なる利便性向上のため、電子マネーを利用した納付への対応を進めること。

(3) 法人都道府県民税/事業税・法人市町村民税の納税方法について

地方税共通納税システムの電子申告連動は、選択メニューが多く、都道府県民税と市町村民税では別々に選択しなければない。「事業年度」「申告区分（中間・予定・確定・修正）」のみで手続を横断的に検索できるようにするなど、一括選択・納税が可能となる仕組みにする

こと。

また、「納付情報発行依頼の確認・納付」の手続名を選択するドロップダウンリストについても、選択できる手続が多いため目的の手続を探すことが煩雑であることから、選択しやすいものとなるよう改善すること。

(4) 申告期限を延長した場合の対応について

申告期限の延長をしている法人の事業税、都道府県民税、市民税の納付について、確定納付の際に見込納付を差し引いて納付するが、申告書に差引（確定－見込）の税額を記載しているにもかかわらず、電子申告連動から納税手続をすると確定の税額が表示され、差引の税額に変更しなくてはならないため、差引の税額が表示されるよう改善すること。

(5) 納付金額と還付金額の相殺について

同一自治体の申告において、電子申告連動で納付情報を発行する場合で、同一の税目の間で納付税額と還付税額が生じたときは、金額を自動的に相殺せず、本来納付すべき相殺前の税額を表示すること。

(6) 「特別徴収義務者指定番号」の入力について

個人住民税（特別徴収）の納付情報発行依頼において、過去の納付状況をもとに作成することで入力負担が軽減されるところ、地方団体より入力を要請されている「特別徴収義務者指定番号」を入力することができず、新規作成しなければならないことからこれを改善すること。

(PCdesk)

8. PCdeskについて利便性を向上させること

PCdesk（DL版、WEB版、SP版）について、更なる利便性向上のため、各システムの機能を統合させるとともに、DL版について、以下の改善を図ること。

（1）登録されている利用者（納税者含む）の検索機能を設けること。

（2）事業所税申告について、前年分のデータを複写可能とすること。

（その他）

9. マイナポータル等との連携について、税理士の実務に配意して進めること

行政手続オンライン化の3原則のもと行政手続のオンライン・ワンストップ化が推進されているところ、手続のデジタル化にあたっては、税理士が代理人として申告・申請することも考慮した上で進めること。

10. 地方団体における対応を統一すること

プレ申告データや申告書等の送付について、地方団体ごとに取扱いが異なることから、以下の取扱いに統一するよう地方団体に働きかけること。

(1) プレ申告データについて

- ① 法人地方税のプレ申告データについて、すべての地方団体でプレ申告データの中身を確認することなく、お知らせ本文で税額等を確認できるようにすること。
- ② 現在、償却資産を電子申告した場合に翌年プレ申告データの送信がなくまた前年度の申告資産がプレプリントされた用紙の送付もない自治体があることから、償却資産税については、全国統一でプレ申告データに前年度分までに登録されている資産明細を格納すること。

(2) お知らせ等について

- ① 申告書用紙の送付は、要否照会で不要と回答があった場合は、郵送を取り止めること。
- ② 償却資産のお知らせについて、申告書で来る場合もあればハガキ・メッセージで来る場合もあるため統一すること。

11. 地方団体の作業遅滞の解消に努めること

申告書の訂正・再送信、異動届出の送信、また、添付書類がある場合、審査に1～3日かかり受信通知がすぐに届かない。受信通知は即送信し、添付書類の確認済みのメールは後日送信するなどレスポンスを早めるよう地方公共団体に周知すること。なお、書面を正本とせずデジタル原則に基づきデジタル処理での完結、機械での自動化を基本とすることにより、審査遅延や審査漏れを防ぐことができることから、対応を検討すること。

(国税との情報連携の徹底)

12. 国税と地方税の情報連携を進めること

デジタル手続法でも示されている「デジタルファースト」、「ワンストップ」、「コネクテッドワンストップ」のデジタル化3原則に沿って、e-TaxとeLTAXについて以下の手続等の一本化を進めること。

- (1) 電子申告の開始届出を一本化し、併せてIDも共通化すること。
- (2) ダイレクト納付の利用届出を一本化すること。
- (3) 法人の設立・異動等に係るすべての届出を一本化すること。

以上